

IV その他関連事項

1 国の財政措置

(1) 運営費及び施設整備費について

- 認定こども園制度については、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能としているが、一方で、子どもに対する教育・保育の質の確保の観点から、国の財政措置は幼稚園・保育所の認可を受けた施設に対してのみ行うこととする。
すなわち、財政措置については、
 - ①幼保連携型は、幼稚園と保育所の双方の補助の組み合わせ
 - ②幼稚園型は、従来どおり幼稚園の補助制度を活用
 - ③保育所型は、従来どおり保育所の補助制度を活用
 - ④地方裁量型は、国の財政措置はなく、地方自治体の一般財源で対応する。

- その上で、認定こども園の設置促進や円滑な運営を図る観点から、幼保連携型の場合には、以下のような財政上の特例を講じる。
 - ①幼稚園の施設整備費及び運営費は、いずれも原則学校法人のみが助成対象とされ、学校法人以外の主体が助成を受けた場合には、私立学校振興助成法に基づき、学校法人化が義務付けられるが、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人については、学校法人化措置義務の対象外とし、社会福祉法人のまま、当該幼稚園について助成を受け続けることができるものとする。
 - ②保育所の施設整備費は、社会福祉法人等のみが助成対象とされているが、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合には、当該学校法人も助成対象とする。
 - ③保育所の運営費は、従来から学校法人立保育所も助成対象とされているが、幼保連携型の認定こども園の場合には、幼稚園と保育所の合計定員が現在の認可基準である60人に達する場合には、保育所の定員が10人でも保育所の認可を行うことを認め、助成対象を拡大する。
(この場合、運営費国庫負担金については、幼稚園と保育所の合計定員に対応する保育単価を適用することを予定している。)

- 上記③の措置に関連して、保育所を経営する事業については定員が20人以上のものに限って社会福祉法に規定する社会福祉事業とされているが、今般の認定こども園制度の創設を踏まえ、こうした定員が10人以上の保育所についても社会福祉事業となるよう社会福祉法施行令の改正を予定している。

○ 同時に、各都道府県の幼稚園担当部局においては、以下の点について検討をお願いしたい。

- ①保育所を設置している社会福祉法人については、「保育所の設置認可に係る規制緩和に伴う保育所を設置する社会福祉法人による幼稚園の設置について」（平成12年3月31日文初幼第523号）において、保育所を設置する社会福祉法人から私立の幼稚園の設置認可に関する申請があった場合には適切に御配慮いただくようお願いしており、私立幼稚園の認可審査基準において、保育所を設置している社会福祉法人を幼稚園の設置者に加えるといった改正等を行っていただいているところであるが、現時点でこうした改正等を行っていない都道府県におかれても、社会福祉法人が、保育所と幼稚園を一体的に設置して認定こども園の認定を受けようとする場合には、私立幼稚園の設置主体として認められるよう、適切な御配慮をお願いしたい。
- ②今般の法律においては、私立学校振興助成法の特例により、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人が、当該幼稚園について補助金の交付を受ける場合には、同法附則第2条第5項による学校法人化措置義務の適用対象外とされ、社会福祉法人のまま助成を受け続けることができることとしているが、各都道府県の私学助成の補助要綱において、こうした社会福祉法人の取扱いについて、所要の規定が整備されるようお願いしたい。
- ③幼保連携型の認定こども園については保育所の定員が10人でも保育所の認可を行うことが認められることとの均衡の確保等の観点から、幼保連携型の認定こども園について、幼稚園と保育所の合計定員が現在の幼稚園認可基準に達する場合には、幼稚園の定員が少人数であっても幼稚園の認可が行われるようお願いしたい。

「幼稚園と保育所の合計定員が60人に達する場合、保育所の定員が10人でも保育所認可を行うことを認める」今般の保育所認可定員に関する国基準の緩和は、地域の多様なニーズへの柔軟な対応を可能とする観点から保育所認可権者の裁量を拡大するものである。

国としては10人程度の保育所と同様に10人程度の幼稚園に対するニーズも存在すると考えているが、幼稚園の認可基準も最終的には都道府県の判断事項であり、幼保連携型における幼稚園の認可定員の下限及びその条件については、今回の保育所認可定員に関する制度改正の趣旨を踏まえつつ、幼稚園、保育所いずれからの移行も実質的に排除されることのないよう適切に判断していただくこととなる。

この場合、保育所には低年齢児（0～2歳児）がいることから、こうした条件の検討に際しては、幼稚園と保育所の合計定員には低年齢児を含むこととし、また学級数ではなく定員で比較することが適当である。

(2) 子育て支援事業に関する国の財政措置

- 認定こども園に関する財政措置については、引き続き幼稚園、保育所等に関する財政措置を活用することとしており、子育て支援事業に関する財政措置も同様である。

- 具体的には、現在も、
 - ①幼稚園における子育て支援に対する私学助成、
 - ②保育所における地域子育て支援センターや一時保育に対する助成を行っており、これらの助成の仕組みを活用して対応することとしている。

- なお、来年度以降の財政措置については、平成19年度概算要求の段階で説明することとしたい。

2 幼保連携推進室

(1) 趣旨

- 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「就学前教育保育法」という。）の成立に伴い、就学前の教育・保育に関する文部科学省と厚生労働省の連携を強化するため、両省（文部科学省初等中等教育局幼児教育課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）に「幼保連携推進室」を設置する。

(2) 業務内容

① 認定こども園に関すること

就学前の教育・保育・子育て支援を総合的に提供する施設を「認定こども園」として認定する枠組みを設ける就学前教育保育法の施行に関する事務。

- ・ 就学前教育保育法に基づく共同省令、認定こども園の認定基準に関する指針の策定
- ・ 認定こども園に関する国民、地方自治体からの照会等に対する一元的な対応
- ・ 幼保連携施設を中心とする補助金事務の調整
- ・ 就学前教育保育法に規定する5年後の見直しに向けた施行状況の把握と検討

② 幼稚園及び保育所の連携の推進に関すること

(3) 会議システム等

- 電話回線の共用化、遠隔会議システムの導入、統一メールアドレス等により、常時円滑かつ迅速な総合的事務処理及び意思決定を可能とする体制を確保する。

(4) 設置予定日

平成18年7月1日

3 地方自治体における施行準備事項

[都道府県]

- 認定者の決定（原則都道府県知事、一定の場合は都道府県教育委員会）
（法第3条、P8関係）
- 認定基準（条例）の策定（法第3条、P10関係）
- 認定申請手続き（申請書、添付書類等）の整備（法第4条、P13関係）
- 認定こども園に関する情報提供の準備（法第6条、P18関係）
- 変更届出が不要な「軽微な変更」となる若干名の枠の変更の範囲の設定（法第7条、P19関係）
- 運営状況に関する定期報告の時期、事項の設定（法第8条、P20関係）
- 地方自治体における連携協力体制の整備（法第11条、P27関係）
- 幼稚園・保育所認可基準の弾力化（P54関係）
- 幼稚園・保育所認可基準における資格の弾力化に伴う都道府県教育委員会による臨時免許状の付与・都道府県知事による幼稚園教諭免許のみを有する者に関する判断
- 制度に関する周知広報

[市町村]

- 地方自治体における連携協力体制の整備（法第11条、P27関係）
- 保育の実施事務における私立認定保育所への対応の整理（法第13条、P39関係）
- 認定こども園である保育所に関する情報提供の準備（法第13条、P41関係）
- 保育料に関する条例の改正（必要に応じて）（法第13条）
- 一般の保育所に関する入所決定時期の早期化（法第13条、P41関係）
- 制度に関する周知広報

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003 (抄)

(平成15年6月27日閣議決定)

第2部 構造改革への具体的な取組

1 規制改革・構造改革特区

一医療や子育てなどの国民生活に直結した分野や、ビジネスニーズの高い分野等で規制改革・構造改革特区を推進し、消費者の選択肢とビジネスチャンス・雇用の拡大を図る。また、事前規制の緩和、撤廃に併せて、事後チェック体制の充実を図る。

【具体的手段】

(1)「規制改革推進のためのアクションプラン」(平成15年2月17日総合規制改革会議、以下、「アクションプラン」)の12の重点検討事項については、次のとおり改革を進める。

④ 新しい児童育成のための体制整備

近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする(平成18年度までに検討)。

あわせて、幼稚園と保育所に関し、職員資格の併有や施設設備の共用を更に進める。

2 重点項目の改革工程

【社会保障】

○ 新しい児童育成のための体制の整備

① 近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。

② 児童の教育・保育に従事する者は、当分の間、それぞれの資格を認めることとしつつ、将来的に幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併せ持つことを要することとし、当面、双方の資格が取得しやすいような方策を講ずる。

③ ①及び②の実現に向けて、関係省庁において平成18年度までに検討するとともに、関連する負担金の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方自治体の意見を踏まえ、上の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずる。

規制改革・民間開放推進3か年計画(抄)

(平成16年3月19日閣議決定)

5 幼稚園・保育所の一元化

近年の社会構造就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。【平成17年度中に措置】

あわせて、幼稚園と保育所に関し、職員資格の併有や施設設備の共用を更に進める。【平成15年度中に措置済】

少子化社会対策大綱(抄)

(平成16年6月4日閣議決定)

重点課題に取り組むための28の行動

〔子育ての新たな支え合いと連帯〕

(地域における子育て支援)

(14) 就学前の児童の教育・保育を充実する

・ 就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、平成16年度中に基本的考えを取りまとめ、平成17年度に試行事業を先行実施し、平成18年度からの本格実施を目指す。

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議
 「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」
 (審議のまとめのポイント)

意義・理念

幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討

- 子どもが心豊かにたくましく生きる力の育成
- 親や地域の子育て力の向上
- 子育てに喜びを実感できる社会の形成

教育・保育を一体的に実施するための新たなサービス提供の枠組み

既存施設からの転換等を可能にする柔軟な制度

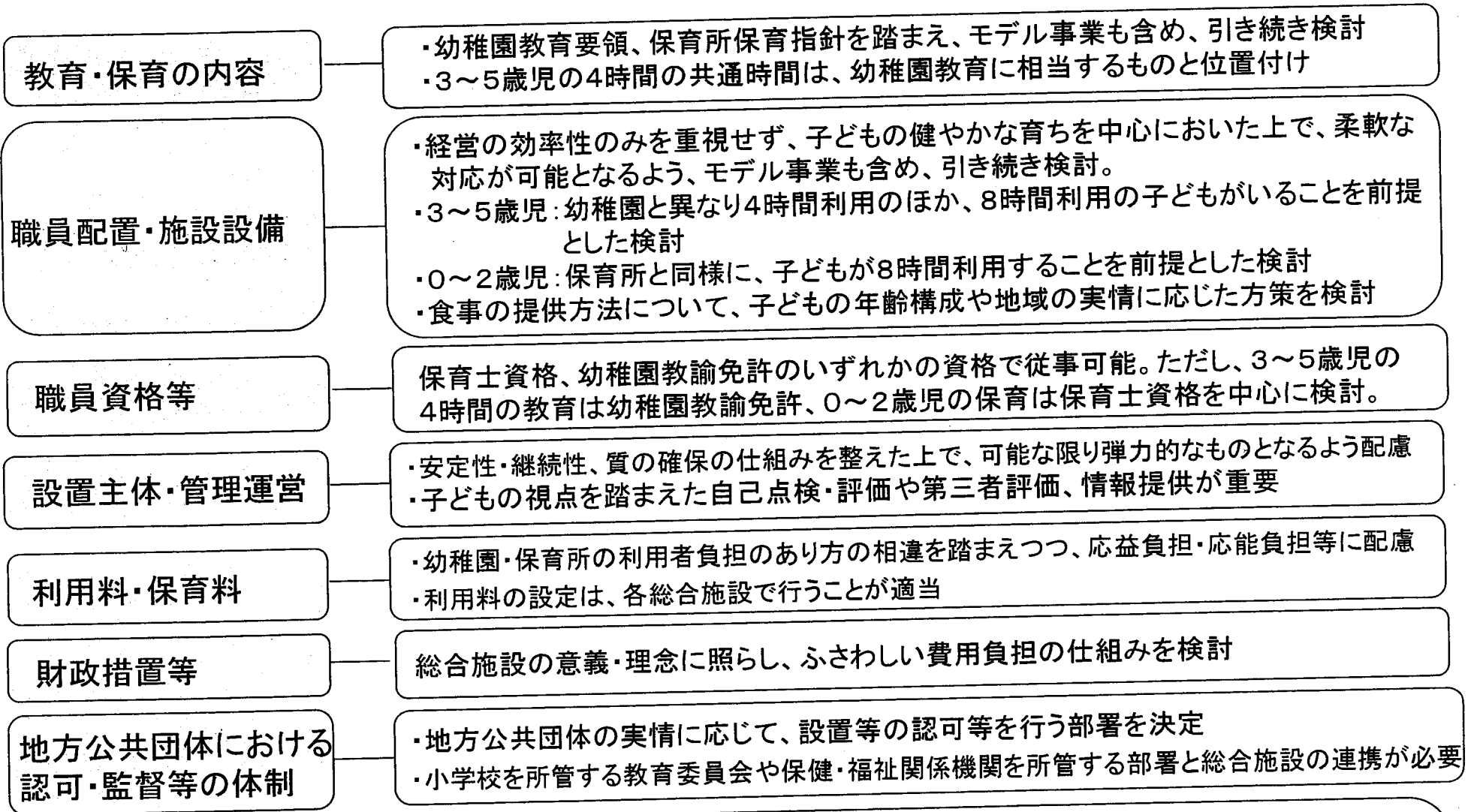
基本的機能

- 親の就労事情等に関わらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本
- 加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

対象者

- ・ 3～5歳児 幼稚園と同様に4時間程度の利用
 保育所と同様に8時間程度の利用
- ・ 0～2歳児 親子登園、親子の交流の場の参加等の形態で利用
 保育所と同様に8時間程度の利用
- ・ 親 子育て相談・助言等

- 多様な利用形態を可能に
 - ・週に数日程度の利用
 - ・一時的な利用
 - ・短時間の利用
 - ・延長利用 など



幼稚園・保育所との関係

地域の実情に応じた取組のための選択肢の提供

- 既存の幼稚園・保育所の連携等により対応するか、これを基盤としつつ、さらに総合施設を組み合わせ対応するかは、地域の実情に応じて判断
- 総合施設は、既存の幼稚園・保育所の意義・役割を大切にしながら、幼稚園・保育所と相まって、子どもの健やかな成長を支える役割を担うもの

総合施設モデル事業の評価について（最終まとめ）の概要

（平成 18 年 3 月 31 日）

- 総合施設の平成 18 年度からの本格実施に向け、全国 35 か所で実施しているモデル事業について検証し、その評価を通じて、総合施設の在り方についての考えを以下のとおり整理。

1 総論

- 総合施設は、就学前の子どもに適切な教育・保育の機会を提供するとともに、すべての子育て家庭に対する支援を行う機能を備えるもの。
- 総合施設モデル事業は、①幼稚園と保育所が連携した型、②幼稚園が機能を拡充させた型、③保育所が機能を拡充させた型、④幼稚園・保育所のいずれの認可もない型、の 4 類型で実施。
- 機能の質を確保するため、職員配置・資格、施設設備、教育・保育の内容などに一定の指針が必要。

2 職員配置及び職員資格について

		職員配置	職員資格
0～2歳		保育所と同様	保育士資格
3～5歳	共通の時間	学級単位(担任を配置)	幼稚園教諭 保育士 } 両資格併有が望ましいが、片方の資格のみの保有者も排除せず
	長時間児	個別対応が可能な体制	

3 施設設備について

- 基本的には幼稚園・保育所のいずれの基準も満たすべき
 - 調理室については設置が望ましいが、既存施設については調理室の整備が困難な場合もあり、外部搬入方式を認める場合には、子どもの状態に応じた対応等につき、一定の条件付けが必要。
 - 運動場についても同一敷地内か隣接が望ましいが、近隣の公園などを運動場とすることを認める場合には、安全面や利用時間・場所を日常的に確保できるかなど、一定の条件付けが必要。

4 教育・保育の内容について

- ・ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるよう教育・保育を提供することが必要。

- ① 十分に養護の行き届いた環境の下に、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- ② 基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うこと。
- ③ 人への愛情・信頼感、人権を大切に作る心、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うこと。
- ④ 自然など身近な事象への興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
- ⑤ 言葉への興味・関心を育て、喜んで話し聞く態度や豊かな言葉の感覚を養うこと。
- ⑥ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにすること。

- ・ それとともに、総合施設に固有の事情にも配慮した内容とすることが必要。

- ① 集団生活の経験年数の差など、発達の連続性を考慮すること。
- ② 生活の連続性・生活リズムの多様性、利用時間の長短の違い等を踏まえた工夫をすること。
- ③ 3～5歳児の共通の（利用）時間は、環境を通して行う教育の充実を図ること。
- ④ 子育て支援について親（保護者）や地域の子育て力を高める観点に立ち実施すること。

- ・ 一体的運用のため全体的な計画及び年間・月・週・日々の指導計画等を作成し展開することが必要。
- ・ 保育室や遊具・教材などの環境の構成及び日々の活動には、上記の目標及び固有の事情を踏まえた工夫・配慮が必要。
- ・ 小学校教育への円滑な接続に向けた教育・保育内容の工夫や、小学校教育との連携が必要。

5 保育者の資質向上等について

- ・ 幼稚園教諭と保育士の相互理解を深め、園内外での研修を充実し、勤務体制の組み立てにも配慮。

6 子育て支援について

- ・ 子育て支援は総合施設の必須の機能とすべき。
- ・ 例えば週3日以上とするなど、保護者が利用したいと思ったときに利用可能な体制の確保が必要。
- ・ 子育てボランティアや子育て支援NPO等と連携するなど、地域の人材や社会資源の活用を期待。

7 管理運営等について

- ・ 1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことが必要。
- ・ 自己評価・外部評価及び結果の公表などにより教育・保育の質の向上に努めることが望ましい。

幼稚園と保育所の比較

区 分	幼 稚 園	保 育 所								
【根拠】 施設の性格 根拠法令 目的	学校 学校教育法 「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」 (学校教育法第77条)	児童福祉施設 児童福祉法 「日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育すること」 (児童福祉法第39条)								
【サービス内容】 対象児 開設日数 保育時間 保育・教育内容	満3歳～就学前の幼児 39週以上(春夏冬休みあり) 4時間を標準 ※預かり保育を実施 幼稚園教育要領 (平成10年12月 文部省告示)	0歳～就学前の保育に欠ける児童 約300日 11時間以上の開所 ※延長保育、一時保育を実施 保育所保育指針 (平成11年10月 児童家庭局長通知)								
【設置主体】	国(国立大学法人を含む。)、 地方公共団体、学校法人 ※ただし、私立の幼稚園については、当分の間、学校法人によって設置することを要しない。	制限なし								
【人員】 保育士(教諭)の配置基準 資格 職員数	1学級 35人以下 幼稚園教諭専修(院卒) 幼稚園教諭1種(大卒) 幼稚園教諭2種(短大卒) 11万人(H17.5現在)	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>0歳</td><td>3 : 1</td></tr> <tr><td>1・2歳</td><td>6 : 1</td></tr> <tr><td>3歳</td><td>20 : 1</td></tr> <tr><td>4・5歳</td><td>30 : 1</td></tr> </table> 保育士(国家資格) 26万8千人(H15.10現在)	0歳	3 : 1	1・2歳	6 : 1	3歳	20 : 1	4・5歳	30 : 1
0歳	3 : 1									
1・2歳	6 : 1									
3歳	20 : 1									
4・5歳	30 : 1									
【財源と利用料】 運営に要する経費 保育料	私立(私学助成) 公立(交付税措置) 幼稚園ごとに保育料を設定 (所得に応じて就園奨励費を助成)	私立(国庫負担金) ※H18予算: 2,983億円 (国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4) 公立(交付税措置) 市町村ごとに保育料を設定 所得に応じた負担								
【施設】 施設基準	幼稚園設置基準 (文部省令) 運動場、職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料水用設備等 ※運動場は幼稚園と同一敷地内・隣接	児童福祉施設最低基準 (厚生省令) 保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所 ※屋外遊戯場は保育所の付近にある場合でも可								
【その他】 入所 施設数 児童数	保護者と幼稚園設置者との契約 1万4千か所(H17.5現在) 国公立 6千か所 私立 8千か所 173万9千人 国公立 35万6千人 私立 138万3千人	市町村と保護者の契約(入所希望を配慮) 2万3千か所(H17.4現在) 公営 1万2千か所 民営 1万か所 199万4千人 公営 98万8千人 民営 100万6千人								

「認定こども園」制度化の背景

これまでの取組み(幼保の連携促進)

○幼稚園・保育所の施設の共用化のための指針の策定 等

少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に伴い、必ずしもこれまでの取組みだけでは対応できない状況が顕在化。

- ・親の就労の有無で利用施設が限定(=親が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園)
- ・少子化の進む中、幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化。運営も非効率
- ・保育所待機児童が2.3万人存在する一方、幼稚園利用児童は10年で10万人減少
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援が大幅に不足

新たな選択肢としての「認定こども園」制度

多様なニーズに対応

- ・親の就労の有無に関わらず施設利用が可能に。
- ・適切な規模の子ども集団を保ち子どもの育ちの場を確保。
- ・既存の幼稚園の活用により待機児童が解消。
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の概要

幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、都道府県知事による認定制度を設けるとともに、認定施設に係る特例措置を講ずる。

1 概要

「認定こども園」の認定

○幼稚園、保育所等のうち以下の機能を備えるものは、都道府県から「認定こども園」としての認定を受けることができる。

①教育及び保育を一体的に提供（保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応）

②地域における子育て支援（子育て相談や親子の集いの場の提供）の実施

（※）職員配置等の具体的な認定基準は、文科・厚労大臣が定める指針を参酌して都道府県が定める。

○認定施設に対し「認定こども園」との表示を義務付けるとともに、認定施設以外の施設による名称の使用を制限。

「認定こども園」に関する特例措置

財政措置

幼稚園と保育所が一体化した認定施設については、設置者が学校法人・社会福祉法人のいずれであっても、経常費及び施設整備費を助成

（※）認定施設となる場合の保育所認可定員の特例（10人でも可）（政令事項）

利用手続き

認定施設の利用は直接契約。利用料も基本的に認定施設で決定。

2 施行期日 平成18年10月1日

認定こども園の機能について

保育所・幼稚園別々では
子ども集団が小規模化。
運営も非効率

地方

都市

- ・親の就労の有無で利用施設が限定
- ・2.3万人の待機児童
- ・育児不安の大きい専業主婦への支援が不足

就学前の教育・保育を一体として捉え、
一貫して提供する新たな枠組み

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供

- ・0歳～就学前の児童すべてを対象
- ・保育に欠ける子も欠けない子も受入

地域における子育て支援

- ・すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場を提供

以上の機能を備える施設を、認定こども園として
都道府県が認定。

認定施設については、設置促進策や特例措置を検討。

幼稚園

- ・幼児教育
- ・3歳～就学前の子ども
- ・保育に欠けない子ども

機能付加

保育所

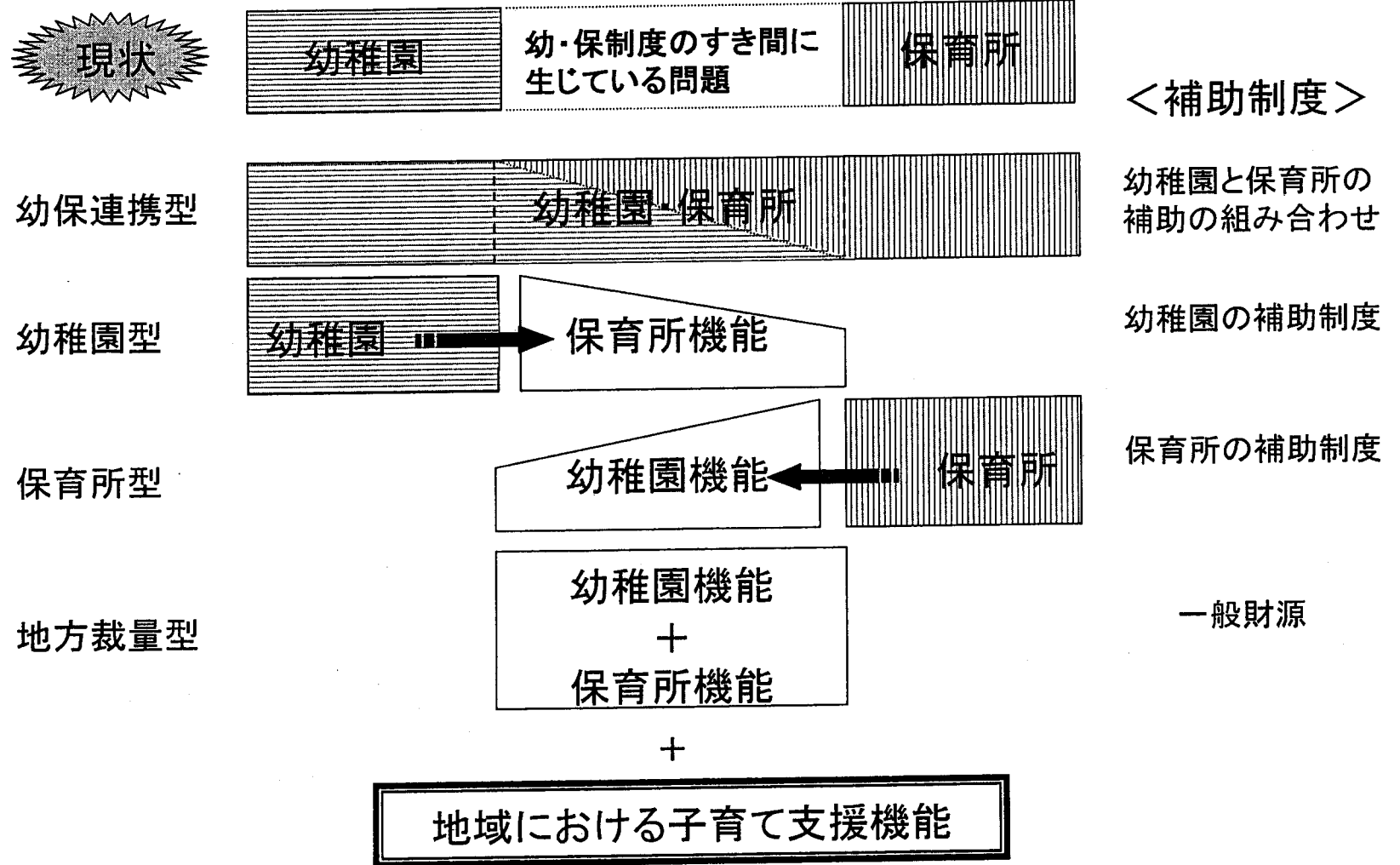
- ・保育
- ・0歳～就学前の子ども
- ・保育に欠ける子ども

機能付加

認定こども園の類型と財政措置

地域のニーズに応じて選択が可能に

認定こども園（都道府県による認定）



※これらの多様な類型を認定対象としていくとともに、幼保連携型施設の設置促進のための措置を講じる。

幼保連携型の場合の財政上の特例(私立施設)

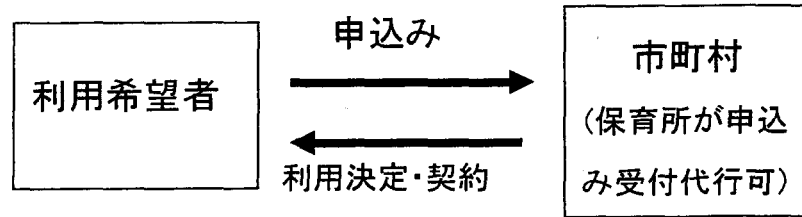
		現行	新制度による幼保連携施設
幼稚園	(施設整備費) 私立幼稚園施設整備費補助金	学校法人のみ助成	社会福祉法人にも助成
	(運営費) 私学助成	学校法人のみ助成	社会福祉法人にも助成
保育所	(施設整備費) 次世代育成支援対策施設整備費交付金	社会福祉法人、日赤等に助成 (学校法人は対象外)	学校法人にも助成
	(運営費) 保育所運営費負担金	設置主体にかかわらず助成	同左 さらに、助成対象を拡大 (定員10人でも保育所認可)

利用手続きと利用料について

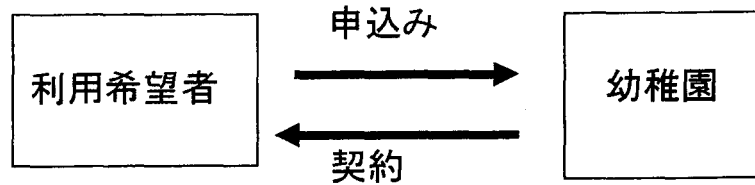
幼稚園・保育所の利用手続き

保育所と幼稚園は申込先・契約先が異なる

<保育所>

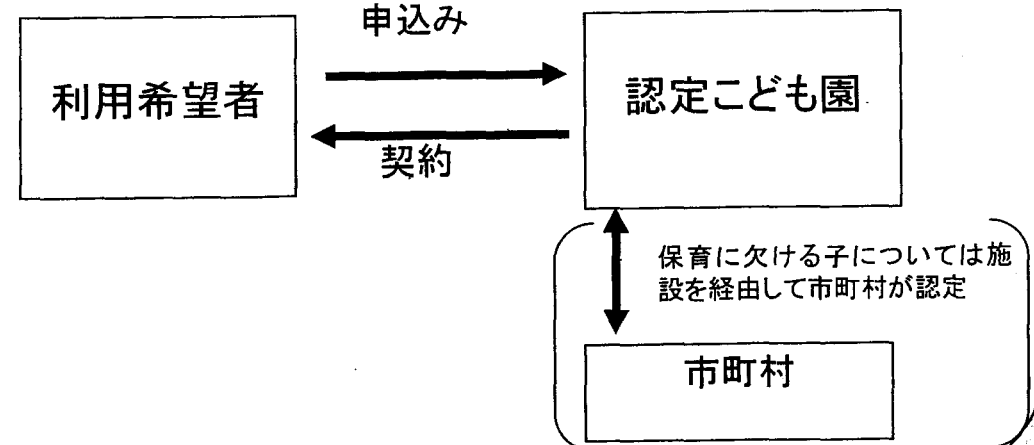


<幼稚園>



認定こども園の利用手続き

利用希望者は認定こども園に直接申込み、契約は施設と直接行う



幼稚園・保育所の利用料

保育所と幼稚園は利用料の設定・徴収に相違

<保育所>

市町村が、市町村内の保育所につき一律に利用料を設定し、徴収

<幼稚園>

施設が利用料を設定し、徴収

認定こども園の利用料

認定こども園においては、利用料設定を柔軟にできるよう、保育所について特例措置を講じる

- ・ 施設が利用料を設定し、徴収
- ・ 施設は設定した料金を、市町村に届出
- ・ 低所得者等の利用が排除されないよう、市町村による改善命令